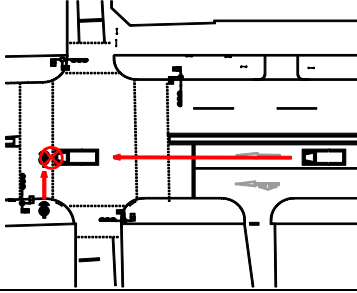
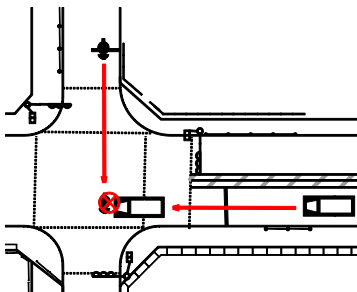


# 中型貨物自動車に関する 交通死亡事故発生通報

<p>(事故概要)</p> <p>事業用の中型貨物自動車は、前方の信号が黄色灯火で交差点を直進中、自転車と衝突</p>	
<p>(事故概要)</p> <p>事業用の中型貨物自動車は、前方の信号が黄色点滅で交差点を直進中、二輪車と衝突</p>	

事故原因については捜査中

## 交通事故を防ぐために

交差点では、早めに信号表示を確認し、安全確認も確実にを行い進行しましょう。

※ 信号の種類・意味（道路交通法施行令第2条第1項）

黄色の灯火・・・車両等は、停止位置をこえて進行してはならないこと。

ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において当該停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除く。

黄色の灯火の点滅・・・歩行者及び車両等は、他の交通に注意して進行することができること。

赤色の灯火の点滅・・・歩行者は、他の交通に注意して進行することができること。車両等は、停止位置において一時停止しなければならないこと。

大阪府警察